

返金規定について

■ 留学前のキャンセルについて

入学金	入学金の返金はありません。
入学日まで1週間以内にキャンセルした場合(前週の土曜起点)	①まず2週間分の授業料と寮費が自動的に差し引かれます。 ②①を差し引いた残りの授業料と寮費から80%を返金します。(つまり、学生は2週間分の授業料と寮費に加えて、残りの授業料と寮費から20%を支払うこととなります。)
入学日まで1週間以上4週間未満でキャンセルした場合(土曜起点)	授業料と寮費の80%を返金します。(つまり、学生は授業料と寮費の20%を支払うこととなります。)
入学日まで4週間以上ある場合	入学金のみのキャンセル料となります。

※返金は支払額に応じます。(プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。)

■ 留学後のキャンセルについて

- 入学金は返金されません。
- 8週間以下の期間で留学される方は、返金がありません。
- 留学期間が8週間を超える場合、それ以降の期間は返金対象期間となります。ただし、残りの期間から50%となります。残りの期間は4週間ごとの基準で設定されます。

元の期間	① 4週間	② 4週間	③ 4週間
実際の期間	2週間滞在	10週間分キャンセル	
返金額	返金不可 8週間分も返金不可		残りの期間の 50%返金

- 途中キャンセルをする場合でも、すでに支払っている金額の分をコース変更で使用したり、未来に受講するはずだった授業を遡って受講するなどの対応はできません。例えば、8週間で申し込んで4週間で途中キャンセルするとして、残り4週間分の返金がないからといって、すでに金額を支払っている金額を別のコース変更、クラスの追加、部屋の変更などに使用することはできません。
- 原則、返金申請は、キャンセル日の4週間前までに行う必要があります。

- もし学生自身や親族の急病によりキャンセルを余儀なくされた場合、残りの期間の50%の学費が返金されます(知人友人、恋人、ペットなどは含まない)。ただし、以下の条件があります。
 1. 留学が開始されて以降に発症した病気に限ります。また、証明として医師の診断書と学校のマネジメントの了承が必須となります。
 2. もし懸念される病気がある場合は、学生は留学前に学校側に予め報告する義務があります。それを怠った場合、学校は責任を持ちません。また、キャンセルによる返金も行われません。
 3. ※ 親族や知人友人、恋人、ペットの死亡の場合は、こちらの対象とはなりません。ご注意ください。
- 未使用の現地費用は、100%返金されます。(2週間ベースで計算)
- 原則、部屋のダウングレード(例:1人部屋→2人部屋に移動など)及びプログラムのダウングレード(例:IELTS→ESL)による差額の返金が行われません。
- 返金は支払額に応じます。(プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。)
- 返金は必ず代理店を通して行われるものとします。返金は、原則留学プログラムの終了から4週間以内に代理店から行われます。

■ 返金が行われないケース

- 学校の規則を破り退学処分になった場合。
- 疫病や自然災害により学校の運営が困難になった場合(不可抗力)。
- 個人の過失により留学の継続が困難になった場合。
- 特別、かつ妥当な理由がないにも関わらず、キャンセルや返金を要請し学校運営や他の学生の学生生活を著しく阻害する場合。
- その他、返金するに適切ではない事由。

注意

お使い頂いた代理店ごとに、独自の返金規定がある場合があります。その場合、代理店の返金規定が優先されます。代理店の返金規定に関しては、代理店に直接ご確認ください。

2026年 2月16日